第35号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成18年2月22日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例(昭和34年足立区条例第11号)の一部を 次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「結核・精神医療給付金」を「結核医療給付金」に改め、「医療を受けることができる者を除く。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第32条第1項」を削り、「次項に定める申請」を「第3項に定める結核医療給付金の申請」に、「申請のあつた月が」を「当該申請のあつた月が」に、「本条」を「この条」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「結核・精神医療給付金」を「結核医療給付金又は精神医療給付金(以下「結核・精神医療給付金」という。)」に改め、「(以下「受給者証」という。)」を削り、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 精神医療給付金は、被保険者が障害者自立支援法(平成17年法律 第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者自立支 援法施行令(平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。) 第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受け る場合であつて、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該 当する者である場合に支給する。

第12条第4項を次のように改める。

- 4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 結核医療給付金の支給額 第1項に規定する場合における自

己の負担の額に相当する額

(2) 精神医療給付金の支給額 第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額(支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。)

第12条第5項中「第1項」を「第1項又は第2項」に改める。

第14条の3第2号中「、法第72条の3第1項」を「、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の3第1項」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

第15条の4第1項第1号中「100分の208」を「100分の182」に、「100分の57」を「100分の54」に改め、同項第2号中「3万2,100円」を「3万3,300円」に、「100分の43」を「100分の46」に改める。

第16条第2号中「、法第74条」を「、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第74条」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

第19条の2第1号ア中「1万9,260円」を「2万3,310円」 に改め、同号イ中「7,200円」を「8,400円」に改め、同条第 2号ア中「1万2,840円」を「1万6,650円」に改め、同号イ 中「4,800円」を「6,000円」に改め、同条に次の1号を加え る。

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に地方税法施行 令第56条の89第4項に定める額に当該年度の保険料賦課期 日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発 生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者(被 保険者でない世帯主以外の世帯主を含む。)の数を乗じて得た 額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者で あつて前2号に該当する者以外の者

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,660円
- イ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,400円

第19条の2に次の2項を加える。

- 2 区長は、保険料の納付義務者について、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、 当該減額を行わないものとする。
- 3 第1項第3号の規定による減額を受けようとする保険料の納付義務者は、9月30日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、当該納付義務が発生した日から30日を経過した日又は9月30日のいずれか遅く到来する日)までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

第24条の3を次のように改める。

第24条の3 削除

付則第4項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第 11項」に改める。

付則第14項を次のように改める。

14 平成17年度における第14条の3の規定の適用については、同 条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に 要する費用の額、法附則第16項の規定による拠出金の2分の1に 相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第 15項の規定による交付金その他」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第14条の3及び第16条並びに付則第4項及び第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例(以下「新条例」 という。)第12条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給 付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給 付を受ける場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条の3及び第16条並びに付則第14項の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条の4第1項、第19条の2及び第24条の3並びに 付則第4項の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定するとともに、障害者自立支援法の制定等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。